主任技術者等の専任を要しない期間について

主任技術者等は、約款第9条第1項の規定により、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、 専任とされています。その工事現場に専任する期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中 であっても、現場代理人と同様に次に掲げる期間かつ一定の条件の下で、工事現場への専任は要しない こととすることができます。この主旨を考慮し、実施の詳細を次のとおりとします。

1 専任を要しない期間

「専任を要しない期間」は次の(1)~(4)に掲げる期間とします。 なお、専任を要しない具体的な期間は、設計図書等で明確に記載し、請負契約締結後に、 発注者と受注者との協議により、工事打合せ簿で定めます。

- (1) 現場作業着手前の期間
 - 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の施工を全面的に中止している期間 第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作のみ行われてる期間
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 発注部署の所属長が認めた期間
 - 上記(1)~(3)の他、工事が完了(必要な竣功書類等は全て提出済)した後、竣工検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなどの工事現場で作業が行われていない期間で、発注部署の所属長が認めた期間

2 留意事項

(1) 現場作業着手前の期間

契約日時点では、作業着手前のため、工事打合せ簿にて専任を要しない期間を定めます。

(2) 工事の施工を全面的に中止している期間

工事再開までに相当期間(概ね3ケ月又は契約期間の1/2)要すると見込まれるときは、その中止期間を専任を要しない期間とし、再開後に主任技術者等の変更を認めることがあります。

(3) 工場製作期間

工場製作のみが行われている期間については、主任技術者等は、必ずしも工事現場への専任を要しないが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければならい。

(4) 発注部署の所属長が認めた期間

専任を要しない期間、工事現場への常時滞在が不要となるだけでなく、当該工事に専念する義務も免除されることを踏まえ、1の(1) ~(3) の期間及び(4) に例示した期間に準じて、工事の履行に支障のない期間とします。

なお、工事現場で作業が行われていない期間であっても、足場等の仮設物が残置している場合は、原則として専任を要しない期間としません。

3 専任を要しない期間の連絡体制、安全管理等について

工事現場で作業が行われていない期間においても、発注者との連絡体制の整備や現場の維持管理 は必要であることから、次の事項について、工事打合せ簿において確認することとします。

(1) 発注者との連絡体制の整備

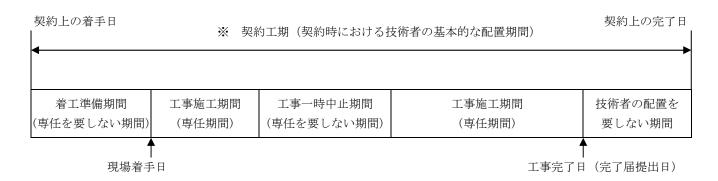
電話等により常時確実に主任技術者等と連絡がとれる体制の整備

- (2) 現場の安全管理等の徹底
 - ① 第三者の侵入防止など適切な現場管理の徹底
 - ② 緊急時(自然災害や事故等)に速やかに対応できる体制の整備

4 専任を要しない期間の取消について

専任を要しない期間であり、工事打合せ簿において協議した期間の途中であっても、上記の1~3について虚偽や抵触すると発注部署の所属長が判断した場合は、専任を要しない期間を取消することがあります。

主任技術者等の専任を要しない期間の考え方



※ 基本的な技術者の配置期間であり、コリンズ登録もこの期間となる。